

輸出入申告データを活用した共同研究について

財務省

令和3（2021）年6月30日

共同研究の概要および使用する輸出入申告データ

● 共同研究の概要

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等において、データの最大限の利活用を図ることとされていること等を踏まえ、財務省は、輸出入申告等に基づき税関が保有する輸出入申告データを、財務省の政策の検討に資するための学術研究に活用することとします。
- このため、輸出入申告データを用いて、財務省の所掌に係る政策その他の内外経済に関するテーマに関する統計的研究を、財務総合政策研究所と共同して実施する研究者を公募します。
- 輸出入申告データは、個々の申告情報に基づくデータであり、輸出入者の秘密の保護が強く求められるものであることから、研究の実施に当たって輸出入申告データを利用する研究者には、財務総合政策研究所の非常勤研究官（任期付き）となっただき、国家公務員法上の守秘義務が課されます。また、輸出入申告データの利用及び研究等の成果の公表に当たっては、個別の輸出入業者等の識別や個別の申告から得られる情報の取得が可能とならないよう、利用手続等を定め、利用者には利用規約を遵守していただきます。

● 共同研究において使用する輸出入申告データ

- ・ 共同研究において実際に使用するデータは、研究内容に応じて、財務省で指定するものを原則とする。

財務省保有の輸出入申告データのイメージ（データ項目の例）

輸入申告番号	申告日	仕出人	輸入者	申告税関コード	統計品目番号	仕入書価格	通貨コード	運賃	課税価格	関税額	課税標準数量	...

※ 現在、申告情報の保存期限は輸入申告について7年等としていますが、共同研究開始時に保存されている情報のうち、研究に必要とされる情報に限り、財務総合政策研究所において、原則2年間の研究実施期間中、研究のために利用可能とし、研究終了後、研究結果の事後的な検証に必要とされる情報について、10年間を上限として保存する予定です。

共同研究公募の流れ（令和3（2021）年度）

● 共同研究に関する今後の予定

- 令和3年秋に、共同研究のテーマの議論や研究内容の審査を行うための「有識者会議【名称P】」を立ち上げることを予定しており、共同研究の実施のための公募の要件、利用手続き等を規定するガイドライン等を決定します。
- ガイドラインにおいては、輸出入申告データの利用及び研究等の成果の公表に当たり、秘密の保護が強く求められることを基本原則とし、この原則の下、研究の申出者は公的機関や大学等に所属するなど一定の要件を満たす必要があること、輸出入申告データの利用は財務総合政策研究所の端末においてのみ可能であること、分析結果等の公表に当たっては財務省の審査を経る必要があること等を規定する予定です。
- ガイドライン等の決定後、第1回の公募を、令和3年11月頃に行う予定です。詳細は、令和3年秋頃、財務省ホームページに掲載予定のガイドライン等をご覧ください。

